（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会
29.5.17
千選管第　　号

収支報告書 （平成 28 年分）

（ふりがな）（みんしんとうちばけんだいろっくそうしぶ）

1 政治団体の名称　民進党千葉県第６区総支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県松戸市岩瀬153-1　アセッツ松戸１階、

3 代表者の氏名　生方　幸夫

4 会計責任者の氏名　福島　靖男

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

問合せ先

（担当者）　山田達郎

（電話）　047-330-2500.

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　生方幸夫
・公職の種類　衆議院議員
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 4 8 2 9 0	2 8	2 9 0 5 1 7	115,891

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0		10,	831,	131
①（前年からの繰越額）	0	2	0			112,	467
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0		10,	718,	664
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		10,	715,	240
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0			115,	891

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0			682,	000
員数	0	7	0				612人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0			33,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0			30,	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）+（イ）+（ウ）	1	2	0			63,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0			63,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その４）

（４）借　入　金

			借入先	金額 十億	百万	千	円	備考
			生方幸夫		1,	150,	000	
8	0	0	この頁の小計		1,	150,	000	
9	0	0	合計 E		1,	150,	000	

注意 (1) 年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。
なお、返済金は、支出において表(その13-1)の行番号140「(6)その他の経費」に計上されるものであること。
また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)の行番号120に「有」と記入されるものであること。
(2) 借入先は、金融機関にあっては支店名（○○銀行○○支店）まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			民主党千葉県総支部連合会			200,	000	H28. 3. 28	千葉県千葉市中央区新千葉2-5-14	
			民進党本部		1,	200,	000	H28. 5. 20	東京都千代田区永田町1-11-1	
			民進党本部		2,	000,	000	H28. 5. 20	東京都千代田区永田町1-11-1	
			民進党千葉県総支部連合会			300,	000	H28. 6. 3	千葉県千葉市中央区新千葉2-5-14	
			民進党本部			900,	000	H28. 9. 7	東京都千代田区永田町1-11-1	
			民進党本部			900,	000	H28. 10. 11	東京都千代田区永田町1-11-1	
			民進党本部		3,	000,	000	H28. 11. 30	東京都千代田区永田町1-11-1	
8	0	0	この頁の小計		8,	500,	000			
9	0	0	合計 F		8,	500,	000			

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額 十億	百万	千	円	収入年月日	備考
	事務所家賃按分による収入			259,	200	H28. 12. 30	
800	この頁の小計			259,	200		
810	１件10万円未満のもの			64,	464		
900	合計 G			323,	664		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
8	0	0	この頁の小計				0				
8	1	0	その他の寄附			33,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計			33,	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
8	0	0	この頁の小計				0				
8	1	0	その他の寄附			30,	000				
9	0	0	合計			30,	000				

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）本表は、政党（の支部）が使用するものである。
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目				金額	備考
1 経常経費				十億 百万 千 円	
(1) 人件費	0	1	0	4,436,715-	
(2) 光熱水費	0	2	0	333,261-	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	1,231,320-	
(4) 事務所費	0	4	0	3,237,031-	
小計（(1)～(4)）	8	0	0	9,238,327-	
2 政治活動費				十億 百万 千 円	
(1) 組織活動費	0	5	0	440,368-	
(2) 選挙関係費	0	6	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	743,545	
（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	257,153-	
（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0	486,392-	
（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	0	
（内訳）エ その他の事業費	1	1	0	0	
(4) 調査研究費	1	2	0	0	
(5) 寄附・交付金	1	3	0	293,000-	
(6) その他の経費	1	4	0	0	
小計（(1)～(6)）	8	0	1	1,476,913-	うち本部・支部間の交付金合計 円
合計	9	0	0	10,715,240	←(800)行と(801)行の合計を記載すること

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額		経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出		不要 ※資金管理団体は必要		

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-1）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料			12	222	H28. 1. 27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			17	870	H28. 1. 27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			10	003	H28. 2. 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			15	908	H28. 2. 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			16	778	H28. 3. 29	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			10	717	H28. 5. 13	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			13	049	H28. 5. 13	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			12	816	H28. 5. 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			15	104	H28. 5. 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			12	770	H28. 6. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			12	533	H28. 6. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			13	691	H28. 7. 25	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			15	829	H28. 8. 30	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
この頁の小計			179	290				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-1）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	光熱水費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料			15	961	H28. 9. 29	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			10	215	H28. 10. 27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			12	979	H28. 10. 27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			10	822	H28. 11. 29	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			12	721	H28. 12. 8	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			10	820	H28. 12. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			15	618	H28. 12. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
この頁の小計			89	136				
その他の支出			64	835				
合計			333	261				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費（備品費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
乗用車廃車代			20	000	H28. 3. 3	(株)小川モータース	千葉県松戸市竹ヶ花148番地	
パソコン・システムメンテナンス料			21	600	H28. 5. 13	(株)管理工学研究所	東京都千代田区外神田2-2-2 関根ビル	
この頁の小計			41	600				
その他の支出			10	184				
合計			51	784				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費・ガソリン代）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリン代			65	783	H28. 1. 28	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			37	185	H28. 3. 3	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			27	746	H28. 4. 8	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			39	083	H28. 5. 16	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			24	851	H28. 5. 27	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			33	008	H28. 6. 29	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			39	469	H28. 7. 30	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			23	192	H28. 8. 31	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			37	234	H28. 9. 30	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			27	700	H28. 10. 31	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			28	014	H28. 12. 5	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			43	820	H28. 12. 30	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
この頁の小計			427	085				
その他の支出			2	376				
合計			429	461				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー料金			16	262	H28. 1. 25	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
事務用品代			31	407	H28. 1. 25	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
インク・マスター代			12	117	H28. 1. 27	デュプロ株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-14	
名刺代			36	720	H28. 4. 8	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
名刺代			32	400	H28. 4. 20	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
事務用品代			40	069	H28. 5. 13	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
名刺代			32	400	H28. 5. 13	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
名刺代			24	300	H28. 5. 17	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
コピー料金			19	815	H28. 5. 18	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
名刺代			32	400	H28. 5. 26	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
インク・マスター代			28	641	H28. 5. 26	デュプロ株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-14	
コピー料金			13	683	H28. 6. 9	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
事務用品代			33	336	H28. 6. 9	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
この頁の小計			353	550				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
名刺代			16,	200	H28. 6. 9	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
名刺代			97,	200	H28. 6. 9	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
コピー料金			10,	515	H28. 7. 13	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
事務用品代			31,	049	H28. 7. 13	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
インク代			16,	524	H28. 10. 31	デュプロ株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-14	
コピー料金			15,	714	H28. 11. 24	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
事務用品代			23,	676	H28. 12. 2	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
事務用品代			34,	389	H28. 12. 22	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
コピー料金			11,	277	H28. 12. 26	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
この頁の小計			256,	544				
その他の支出			139,	981				
合計			750,	075				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃			216,	000	H28. 1. 25	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 2. 26	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 3. 25	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 4. 25	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 5. 25	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 6. 24	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 7. 25	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 8. 25	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 9. 23	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 10. 25	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 11. 25	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃			216,	000	H28. 12. 22	(株) ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
この頁の小計		2,	592,	000				
その他の支出			260,	604				
合計		2,	852,	604				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
切手代			18,	040	H28. 1. 5	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
NHK受信料			13,	990	H28. 2. 26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
後納郵便料			10,	488	H28. 6. 30	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
後納郵便料			32,	766	H28. 6. 30	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
後納郵便料			55,	348	H28. 11. 7	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計			130,	632				
その他の支出			196,	019				
合計			326,	651				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬			50	000	H28.12.15	吉田要介	千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル5階	
この頁の小計			50	000				
その他の支出			7	776				
合計			57	776				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①　組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　行事・会議費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場使用料			12,	960	H28. 2. 21	松戸市文化振興財団	千葉県松戸市千駄堀646-4	
ハガキ代			10,	400	H28. 4. 12	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
後納郵便料			34,	207	H28. 4. 20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			20,	800	H28. 5. 12	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			10,	400	H28. 5. 25	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			10,	400	H28. 6. 14	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			20,	800	H28. 10. 19	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			20,	800	H28. 11. 18	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
会場使用料			12,	960	H28. 12. 2	松戸市文化振興財団	千葉県松戸市千駄堀646-4	
ハガキ代			20,	800	H28. 12. 6	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計			174,	527				
その他の支出			126,	371				
合計			300,	898				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　旅費・交通費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			56	470				
合計			56	470				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

【2】 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) ○ 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (渉外費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			83	000				
合計			83	000				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 ③．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　印刷代　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代			183,	401	H28. 1. 25	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
印刷代			73,	320	H28. 12. 23	株式会社プリントパック	京都府日向市森本町野田3-1	
この頁の小計			256,	721				
その他の支出				432				
合計			257,	153				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　宣伝事業費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ポスティング代			17,	820	H28. 1. 25	株式会社東京ポスト本社	千葉県松戸市松戸2160	
宣伝車整備代			60,	966	H28. 3. 16	有限会社センチュリーオート	千葉県松戸市紙敷510番地	
機関紙代			12,	000	H28. 5. 25	民進党　民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
宣伝車の自動車税			17,	600	H28. 5. 26	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
宣伝車の保険料			83,	880	H28. 6. 9	有限会社センチュリーオート	千葉県松戸市紙敷510番地	
看板貼り替え代			24,	408	H28. 6. 9	日本催事株式会社	千葉県松戸市横須賀2-18-12	
のぼり旗作成代			37,	800	H28. 6. 28	日本催事株式会社	千葉県松戸市横須賀2-18-12	
宣伝車の車検代			160,	100	H28. 10. 12	有限会社センチュリーオート	千葉県松戸市紙敷510番地	
写真撮影料			50,	000	H28. 11. 6	高野宏治	東京都町田市成瀬台3-29-13	
機関紙代			12,	000	H28. 11. 7	民進党　民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計			476,	574				
その他の支出			9,	818				
合計			486,	392				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附			50,	000	H28. 12. 10	石原よしのりと明日の市川を創る会	千葉県市川市真間4-11-C202	
寄附			50,	000	H28. 12. 10	関根ジローを育てる後援会	千葉県松戸市北松戸2-14-4	
寄附			90,	000	H28. 12. 10	安藤淳子後援会	千葉県松戸市上本郷2735	
寄附			103,	000	H28. 12. 10	松戸隆政後援会	千葉県松戸市二十世紀が丘萩町274-3-202	
この頁の小計			293,	000				
その他の支出				0				
合計			293,	000				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☑	☐	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。
(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　○12 借入金

	摘要	金額	年月日	備考
		十億 百万 千 円		
	生方幸夫	5,200,000		
800	この頁の小計	5,200,000		
900	合計	5,200,000		

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 5 月 12 日

政治団体の名称　**民進党千葉県第6区総支部**

会計責任者の氏名　**福島　靖男**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成２９年　５月１１日

民進党千葉県第６区総支部

代表　生方　幸夫　殿

登録政治資金監査人　吉田安[illegible]

登　録　番　号　第　３３１３　号

研修修了年月日　平成２１年１２月１８日

１　監査の概要

⑴　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党千葉県第６区総支部の平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

⑵　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

⑶　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

⑷　私は、本件監査を民進党千葉県第６区総支部（千葉県松戸市岩瀬１５３－

１アセッツ松戸１階）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

⑴　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

⑵　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

⑶　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

⑷　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

民進党千葉県第６区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以上